議案第4号

茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例を制定するよう市長に申し入れることについて

茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れます。

平成31年1月30日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例(平成6年茂原市条例第1号) の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条)

	使用料		
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時	午前9時から午後5時
		まで	まで
市民ギャラリー	1,650円	2,200円	3,850円
実習室	2,310円	3,080円	5, 390円

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に使用の許可がされている同日以後の茂原市立美術館・郷土

資料館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由 消費税率が平成31年10月1日より8%から10%に改正されること に伴い、使用料に消費税率引上げ分を上乗せする改正を行おうとするもの です。